

図書館利用規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣 旨

県立図書館の利用者サービス向上のため、現在の個人貸出しの規定を見直し、非来館による利用者の利便性を高めるよう、「図書館利用規則」の一部を改正しようとするものです。

2 改正理由

- (1) 来館を前提にした資料貸出券交付申込手続きの制限緩和
- (2) 来館しにくい県民や、感染症などの拡大防止、風水害等による被災等のため一時的に図書館を利用しにくくなる県民に対する柔軟な対応
- (3) 「新千葉県立図書館等複合施設基本計画」に掲げた非来館型サービスの推進

3 改正内容

(1) 資料貸出券交付申込み制限の緩和

現在は、来館を前提とした手続きの規定となっています。今回、郵送による手続きを定めることで、来館せず郵送により申し込むことができるようになります。

郵送による申込みでは、資料貸出券交付申込書とともに身分証明書等の写しを送付いただき、本人とその居住を確認します。

(2) 新たな個人貸出し規定の追加

館長が特に必要があると認めた場合、一定期間、個人貸出しの冊数と個人貸出期間を緩和できる旨の規定を追加します。感染症や風水害等、県民の利用状況等に応じて、一定期間、個人貸出しの冊数を増やしたり、個人貸出し日数を長くしたりできるようにします。

4 施行期日

令和3年4月1日（予定）